



山口県内でLPガスをご利用の皆様へ



物価高騰対策として、山口県内の一般家庭および業務用利用者（飲食店等）でLPガスをご利用の方の負担軽減を目的に、

1契約につき
1か月あたり

1,100円

(税込み)

を上限にLPガス料金の値引きの延長を行います。

対象となる方

- 山口県内の一般家庭および業務用利用者としてLPガスをご利用の方

延長対象期間

- 令和5年12月検針分から令和6年1月検針分

延長	9月検針分	▲1,100円 (税込)
	10月検針分	▲1,100円 (税込)
	11月検針分	▲1,100円 (税込)
	12月検針分	▲1,100円 (税込)
	1月検針分	▲1,100円 (税込)

料金値引きの方法

- 1契約（ガスメーター）につき1か月あたり1,100円（税込み）が値引かれた額での請求となります。

※請求料金（税込み）が1,100円未満の場合は、請求料金が値引き額の上限となります。

- LPガス利用者による手続きは必要ありません。

（この事業に参加するLPガス販売店が値引きを行い、山口県から値引き原資（税抜き）を支給します。）



★ご不明な場合は、ご契約のLPガス販売店までお問い合わせください。